×Ｂ／Ａ｝×34.7×β－（α－β）×34.7が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが2.960を超えるときは2.960とする。

βが2.960を超えるときは2.960とする。

［略］

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中十三」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十」と、同項第二十号中「第五条第一項の表中三十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十一」と、同項第二十一号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十二」と、同項第二十二号中「第五条第一項の表中三十三」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十三」と、同項第二十三号中「第五条第一項の表中三十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十四」と、同項第二十四号中「第五条第一項の表中三十五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十五」と、同項第二十五号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十六」と、同項第二十六号中「第五条第一項の表中三十七」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十七」と、同項第二十七号中「第五条第一項の表中三十八」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十六」と読み替えるものとする。

［３～６　略］

（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る令和元年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条に

×Ｂ／Ａ｝×33.2×β－（α－β）×33.2が負数となるときは、それぞれ０とする。

αが2.885を超えるときは2.885とする。

βが2.885を超えるときは2.885とする。

［同左］

２　前項第一号に規定する新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村への分別又は按分は、第四十九条第二項の規定によるものとする。この場合において、人口の分別又は按分については、第四十九条第二項第一号中「第五条第一項の表中一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中一」と、道路の面積の分別又は按分については、同項第三号中「同項の表中四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中二」と、道路の延長の分別又は按分については、同項第四号中「同項の表中五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三」と、漁港における係留施設及び外郭施設の延長の分別又は按分については、同項第五号中「第五条第一項の表中七から同項の表中十まで」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中四及び五」と、都市計画区域における人口の分別又は按分については、同項第六号中「同項の表中十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中六」と、都市公園の面積の分別又は按分については、同項第七号中「第五条第一項の表中十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中七」と、六十五歳以上人口の分別又は按分については、同項第十六号中「第五条第一項の表中八」と、農家数の分別又は按分については、同項第十八号中「第五条第一項の表中十三」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十三」と、林業及び水産業の従業者数の分別又は按分については、同項第十九号中「第五条第一項の表中三十」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十」と、同項第二十号中「第五条第一項の表中三十一」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十一」と、同項第二十一号中「第五条第一項の表中三十二」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十二」と、同項第二十二号中「第五条第一項の表中三十三」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十三」と、同項第二十三号中「第五条第一項の表中三十四」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十四」と、同項第二十四号中「第五条第一項の表中三十五」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中三十五」と、同項第二十五号中「第五条第一項の表中三十六」とあるのは「附則第二十一条第一項第一号の表中十六」と読み替えるものとする。

［３～６　同上］

（平成三十年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第二十二条　法附則第七条の四に規定する各都道府県における次の各号に掲げる収入の項目に係る平成三十年度の東日本大震災に係る減収見込額の算定の基礎は、それぞれ地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第百二十号」という。）、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」とい